

## 事業所での資源化可能な紙類の処理について

### ①処理方法

①許可業者へ回収を依頼し  
リサイクルする



②再生資源事業者(リサイクル事業者)へ  
回収を依頼しリサイクルする。



③自ら再生資源事業者(リサイクル事業者)  
へ持ち込む。



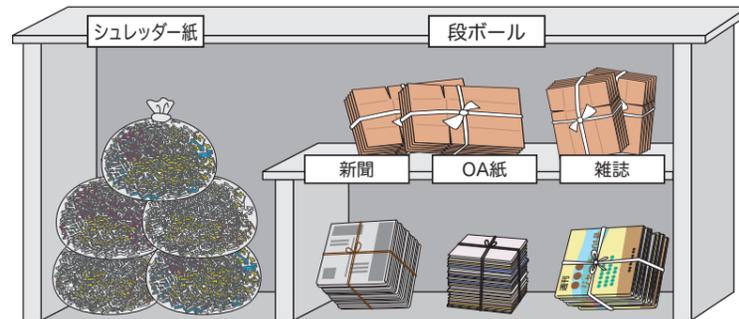
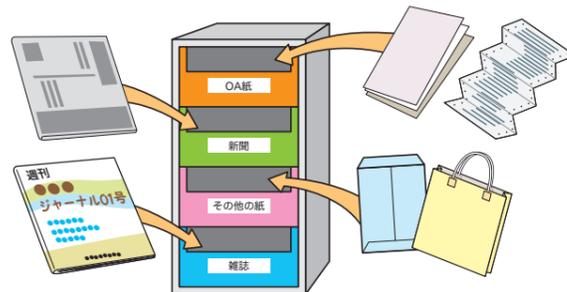
再生資源(リサイクル)事業所



### ②分別方法

分別区分の例示

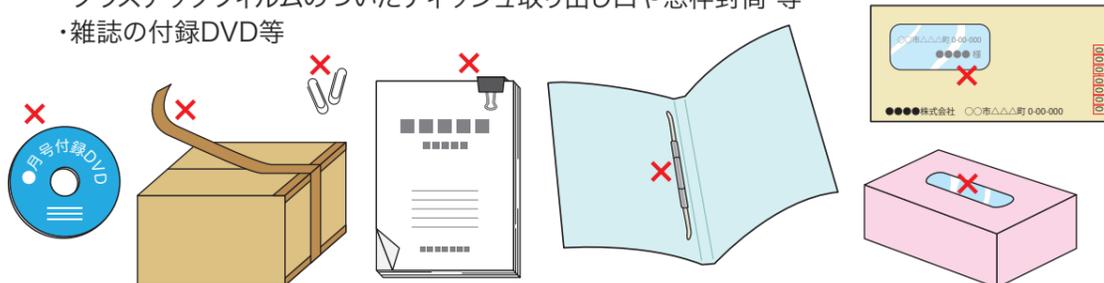
- 新聞
- 段ボール
- OA紙
- 雑誌
- シュレッダー紙
- その他の紙



- 分別方法、回収方法、回収量は許可業者又は再生資源事業者(リサイクル事業者)とよく相談してください。
- 分別方法を決定し、分別容器と設置場所を確保しましょう。
- 分別方法やリサイクルに不向きな紙(禁忌品)について、従業員に周知徹底してください。
- 1つのオフィスで量がまとまらない場合、近隣のオフィスと共同で回収する方法もあります。
- ビルに入居されている場合は管理会社などに相談してみてください。

#### ⚠️ ご注意 古紙以外は混ぜないでください。

- ・粘着テープ類 ・金属類(ファイルの金具、クリップ等) ・プラスチック類
- ・プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒 等
- ・雑誌の付録DVD等



## 再生資源事業者(リサイクル事業者)の紹介

大阪市内において、資源化可能な紙類の回収を行っている再生資源事業者(リサイクル事業者)の情報をホームページにて提供しています。

※回収条件等の詳細については事業者により異なりますので、各事業者に直接ご確認ください。

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000033054.html>

### 機密書類のリサイクル

再生資源事業者(リサイクル事業者)の中には、専用のシュレッダー車両を各事業所に持ち込んで細かく裁断したり、段ボール箱に入れた機密書類を未開封のまま破砕、溶解処理しリサイクルする業者もあります。

また、シュレッダー紙を回収している再生資源事業者(リサイクル事業者)もあります。

※再生資源事業者(リサイクル業者)によっては、溶解証明書などの証明書の発行が可能です。

## 紙ごみ搬入禁止にかかるQ&A

**Q** 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止は、いつから実施されるのですか？

**A** 本市ホームページやパンフレット、ポスターを作成し市内事業者の方に周知を行った後、平成25年10月1日から実施します。

**Q** 許可業者に収集を委託している場合も対象となりますか？

**A** 対象となります。紙のリサイクルにおいては排出元である各事業者での分別を徹底していただくことが必要です。限りある資源の有効活用といった観点からも、リサイクルを促進しごみ減量に努めてください。

**Q** なぜ紙の品目ごとに分別しないといけないのでしょうか？

**A** 紙は品目や使われる用途によって、それぞれ原料の構成が違ってくることから、古紙を原料として利用する場合もできるだけ品質が均一であることが求められます。紙の品目が混ざると、古紙そのものの品質が低下し、再生される用途が狭まります。そのため、回収に出す段階で紙の種類ごとに分別し、リサイクルに不向きな紙(禁忌品)を取り除くことが、効率的なリサイクルのためにも必要です。

**Q** 機密書類はこれまで焼却処理していましたが、どうすればよいですか？

**A** 機密書類であっても、現在は機密を保持しながらリサイクルできる業者がありますので、処理できる再生資源事業者(リサイクル事業者)にお問い合わせください。